

特定非営利活動法人ニンジン 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ニンジンという。英文名を NINJIN とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区湊2丁目16番25号ライオンズマンション鉄砲洲第3202号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、アジアを中心として心身に障害のある人々及び社会的に不利な立場にある人々を対象として、生活の自立支援に取り組むと共に、セミナーやコンサートの開催を通じてアジア諸国との文化交流を図ることにより、人々と協力、協働し、もって人間性豊かな市民社会の形成と国際協力に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アジア諸国等海外の障害児・者に対する療育等支援事業
 - ①モンゴル障害児療育支援事業
 - ア. 療育従事者への研修
 - イ. 使用済み車いすの収集と配布
 - ②モンゴル義肢装具製作技術支援事業
 - ア. 義肢装具専門家の派遣
 - イ. 義肢装具材料の供給
 - ③モンゴル、タイ等の困難を抱える女性への支援事業
 - ④タイ、ミャンマー山岳少数民族（ラフ族）自立支援事業
 - ア. 研修農場開設及び運営支援

イ. 子ども寮運営支援

- (2) 海外の障害児・者等との交流事業
 - ①モンゴル、タイ等へ研修・交流ツアーの企画実施
 - ②障害児・者、少数山岳民族支援団体等とのネットワークの構築
- (3) 目的を同じくする団体等との連携事業
- (4) 障害児・者及び少数民族支援等に関する啓発セミナー等の開催
- (5) 障害児・者及び少数民族支援等のための調査研究事業
- (6) コンサート、イベント開催等の文化交流事業
- (7) インターネット等による情報提供事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人または団体。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会するものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、前項の会員として入会を申し込みがあったときは、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第 12 条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内とする。

(2) 監事 1人以上3人以内とする。

2 理事のうち、以下の役職を置くことができる。1人を理事長とし、2人以内を副理事長、2人以内を常務理事とすることができる。

(選 任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、法人の日常業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(会議の種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 解散における残余財産の帰属

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった場合。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会に出席した正会員のなかから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法によって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(構 成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区 分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る活動に関する資産とする。

(管 理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の処置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人もしくは公益社団法人または公益財団法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、

法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 顧 問

(顧 問)

第 52 条 この法人には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して協力し、理事会に意見を述べることができる。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長の任免は、理事会の議決を経て、理事長が行う。

- 2 事務局長を除く職員の任免は理事長が行い、理事会に報告する。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この定款に定めるほか、理事長が別に定め、理事会に報告する。

第 11 章 委員会

(委員会の設置、運営)

第 56 条 理事長は、理事会の議決を経て、運営委員会その他の各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員の任免は理事長が行い、理事会に報告する。
- 3 委員会の委員には、会員以外の者を選任することができる。
- 4 委員会は、理事会及び事務局を補佐する。
- 5 委員会の召集及び運営は、事務局が行う。

第 12 章 雑 則

(施行規則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	足立 房夫
副理事長	大塚 榮次
常務理事	榎 ひさ恵
理 事	天野 俊秀
	ウヌルジャルガル・アルタンゲレル
	小松 光一
	中井 孝吉
	野口 陽子
	都賀 潔子
	萩原 利昌
	細山 裕康
	光井 紀子
	吉濱 信恒
監 事	谷口 奈保子
	菅原 雄一郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成 17 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成 17 年 9 月 30 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	0 円	
(2) 年会費	正会員(個人)	10,000 円
	正会員(団体)	30,000 円
	賛助会員(個人)	1 口 3,000 円(1 口以上)
	賛助会員(団体)	1 口 30,000 円(1 口以上)

附則 2

- 1 この改正された定款は平成 20 年 3 月 27 日より施行する。
- 1 この改正された定款は平成 31 年 4 月 10 日より施行する。